

# 体育賞表彰規程

## (目的)

第1条 三芳町の体育及びスポーツの振興に貢献し、その功績顕著なもの及びスポーツ界で優秀な成績を収めたものを三芳町体育協会が表彰する。

## (体育賞の種類)

第2条 体育賞は次のとおりとする。

- (1) 功労賞
- (2) 優秀選手賞
- (3) 栄光賞

## (被表彰者の資格と条件)

第3条 体育賞の被表彰者の資格と条件は次の各号のとおりとする。

- (1) 三芳町に在住・在学・在勤、あるいは町体育協会加盟団体に所属している個人またはチームとする。
- (2) 功労賞は、次の各項のいずれかに該当するもので、未だこの表彰を受けたことのないもの。
  - a 体育・スポーツの振興について功績が顕著であるもの。
  - b 多年に亘り体育・スポーツ指導に精励し、著しく功績があり他の模範であるもの。
  - c 多年に亘り加盟団体の発展に努力されたもの。
  - d 地域社会における体育・スポーツの育成発展に寄与しているもの。【注】多年とは、概ね10年とする。

- (3) 優秀選手賞は、一般及び学徒（小・中・高）の運動選手（またはチーム）で特に優秀な技量を発揮して他の模範と認められるもので、その選考基準は次の各項の一つに該当するものとする。
  - a 埼玉県大会において個人またはチーム（エントリーメンバーを含む）として3位までに入賞したもの。  
【注】埼玉県大会とは、全県的規模をもって実施されるもので、町体育協会が認めた大会をいう。
  - b 地方ブロック大会以上の規模で、埼玉県大会に準ずる大会において個人またはチーム（エントリーメンバーを含む）として優勝を収めたもの。  
【注】埼玉県大会に準ずる大会とは、その大会が埼玉県内において最高の大会であり、町体育協会が認めた大会をいう。
  - c 入間郡大会において、個人またはチーム（エントリーメンバーを含む）として優勝を収めたもの。
  - d 東部地区大会において、個人またはチーム（エントリーメンバーを含む）として優勝を収めたもの。

e その他、特に優秀な技量を発揮して他の模範となり、町体育協会が認めた個人またはチーム（エントリーメンバーを含む）に対して行う。

(4) 栄光賞は、一般及び学徒（小・中・高）の運動選手（またはチーム）で、全国大会において、個人またはチーム（エントリーメンバーを含む）として8位までに入賞したものの。

【注】全国大会とは、全国的規模をもって実施されるもので、公益財団法人埼玉県スポーツ協会が認めた大会をいう。

（表彰の種目）

第4条 表彰の種目は原則として町体育協会の加盟団体種目または町体育協会が認めた種目とする。

（被表彰者の推薦）

第5条 体育賞の該当者については、町体育協会加盟団体の長又は学校長が所定の用紙に次の事項を記載し、大会要項並びに参加者名簿等を添えて町体育協会に推薦するものとする。

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 住所
- 4 職業
- 5 所属団体
- 6 業績
- 7 推薦理由

（被表彰者の選考）

第6条 前条により推薦されたものについては、町体育協会の常任理事会で協議し、理事会において決定するものとする。

（表彰の時期）

第7条 表彰は、町体育協会定期総会時に行う。

（表彰の内容）

第8条 表彰は賞状を授与して行う。ただし、記念品を加授することができる。

（規定の変更）

第9条 本規程の変更は、町体育協会理事会において、出席者の過半数の同意を得なければならない。

（附則）

本規程は、昭和50年6月28日より施行する。

本規程は、昭和63年3月10日より施行する。

本規程は、平成2年5月14日より施行する。

本規程は、平成7年5月30日より施行する。

本規程は、平成28年4月20日より施行する。

本規程は、平成30年4月1日より施行する。

本規程は、令和元年5月13日より施行する。

本規程は、令和3年11月16日より施行する。

本規程は、令和4年2月3日より施行する。